

7. 婦人保護施設

(1) 婦人保護施設（売春防止法第36条）

* 担当課室 子ども未来課 TEL 073-441-2493

婦人相談所等で一時保護された後、自立、更生、及び問題解決のため、更に長期間、指導、援助を必要とする女性のための施設です。

施設名	所在地	電話番号 FAX番号	定員	設置主体	認可年月日
和歌山県女性保護施設 なぐさホーム	—	—	9	和歌山県	昭和32. 4. 1